○九州地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十七日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
日向市美々津町字田久保四三七番一から同市美々津町字田久保四一七番一まで	後	一一メートル	〇キロ〇メートル
	前	六・〇メートル	〇キロ〇メートル
	後	一二メートル	〇キロ四四メートル
	前	五五・五メートル	〇キロ四四メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年二月十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

紛争解決等業務に関する細則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　紛争解決等業務に関する細則は、紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき及び同規則を実施するため必要な事項を規定することをその趣旨とする。

（用語）

第２条　この細則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

第２章　貸金業相談・紛争解決センターの組織

（消費者団体）

第３条　規則第10条第２項第３号の消費者団体とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　独立行政法人国民生活センター

⑵　一般財団法人日本産業協会

⑶　一般財団法人日本消費者協会

⑷　消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条に定める認定を受けた団体

⑸　前各号に掲げるもののほか、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第８条に掲げる活動の実績を有する団体

（経済団体）

第４条　規則第10条第２項第５号の経済団体とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

⑴　日本商工会議所

⑵　一般社団法人日本経済団体連合会

⑶　公益社団法人経済同友会

⑷　前各号に掲げるもののほか、営利企業又はその経営者を会員とする団体であって会員資格を特定の地域の者に限定していないもの

（特別の利害関係）

第５条　規則第15条第３項の特別の利害関係がある場合とは、委員としての地位を離れた別個の利害関係を有する場合をいう。

２　委員会において、以下の表の甲欄の各号に掲げる事項を決議し又は遂行するに際し、甲欄に対応する乙欄に掲げる事由がある場合には、当該委員は、当該事項について特別利害関係を有するものとする。規則第68条第８項（同条第９項及び規則第74条第４項により準用される場合を含む。）により小委員会に権限が委任された場合における当該小委員会を構成する委員についても同様である。

	甲	乙
⑴	紛争解決委員候補を推薦するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　紛争解決委員候補が委員の配偶者、４親等内の血族、３親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者（以下本項において「配偶者等」という。）であるとき。 ②　紛争解決委員候補が現に委員の使用人であり又は使用人であった者であるとき。 ③　紛争解決委員候補が現に委員の雇用者又は雇用者であった者であるとき。
⑵	加入貸金業者の手続実施契約不履行の事実の公表について決定を行うとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該加入貸金業者であるとき。 ②　委員が当該加入貸金業者の役員（貸金業法第４条第１項第２号に定める役員をいう。以下同じ。）若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ③　委員の配偶者等が、当該加入貸金業者であるとき。 ④　委員の配偶者等が当該加入貸金業者の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑤　委員が当該加入貸金業者の代理人若しくは補佐人であるとき又はこれらであったとき。 ⑥　委員が当該加入貸金業者から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。
⑶	苦情処理手続開始決定不受理の決定に対する不服申立てにつき決定するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該不服申立ての申立人又は不服申立てに係る申立ての相手方（以下本号において「申立人等」という。）であるとき。 ②　委員が申立人等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ③　委員の配偶者等が、申立人等であるとき。 ④　委員の配偶者等が申立人等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑤　委員が申立人等の代理人若しくは補佐人であり又はこれらであったとき。 ⑥　委員が申立人等から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。
⑷	紛争解決委員の解任につき決するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該紛争解決委員の解任を申し立てた当事者であるとき。 ②　委員が、現に当該紛争解決委員の主宰する紛争解決手続の当事者であるとき。